

総論

「下水道事業における災害時支援に関するルール」の改定について

ほんだ よしひと
本田 康人

(公社)日本下水道協会
技術研究部技術指針課

1 はじめに

(公社)日本下水道協会（以下、本協会）では、大規模な災害が発生し、下水道施設が被災した際、被災した自治体単独では対応が困難な場合に備えて、都道府県を越える広域的な下水道事業関係者間の支援体制を整えておくことを目的に「下水道事業における災害時支援に関するルール」（以下、全国ルール）を制定しています。

平成28年4月に発生した熊本地震での知見や経験を踏まえ、同年12月に「全国ルール」を改定しましたので、その検討経過および改定概要を紹介いたします。

なお、全国ルールとは別に、東京都および政令指定都市（大都市）を対象とした「下水道災害時における大都市間の連絡・連携体制に関するルール」（以下、大都市ルール）があり、大都市と大都市以外の都市が同時に被災した場合には、全国ルールと大都市ルールを調整しながら迅速に対処することとしています。

2 全国ルールの概要

全国ルールでは、都道府県内において以下の設置要件を満たした場合には、被災した区域を所管する下水道対策本部を都道府県に設置し、被災状況および支援要請の取りまとめ、支援計画の立案、支援先割振りの調整等を行うこととしています。

【下水道対策本部の設置要件】

- ▶ 震度6弱以上の地震が発生した場合
- ▶ 震度5強以下の地震等により、下水道施設が被災した自治体から支援要請を受けた場合 など

下水道対策本部は、都道府県の下水道担当課長を本部長とし、災害時支援ブロック連絡会議（図-1）幹事の都道府県、ブロック内の大都市、ブロック連絡会議で予め選出する都道府県や市町村、日本下水道事業団、(公財)日本下水道新技術機構などの下水道関係団

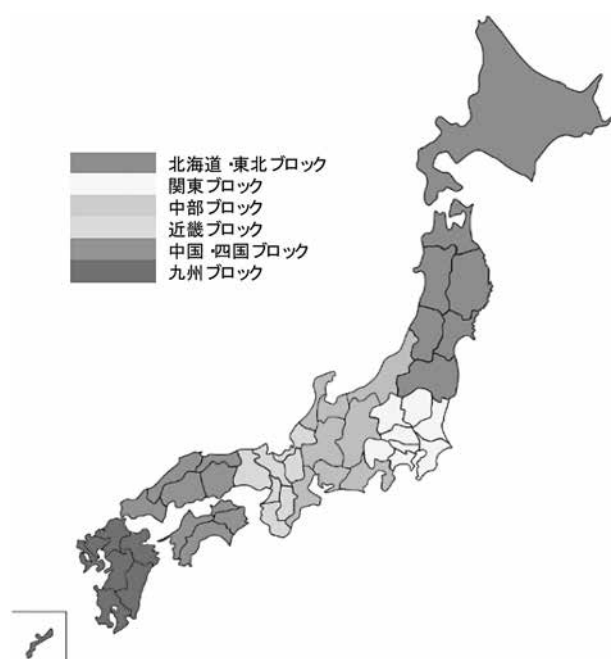


図-1 災害時支援ブロック連絡会議のブロック割

体および本協会等を本部員としています。また、ブロック内での対応が困難で広域的な支援（広域支援）が必要な場合には、被災したブロック以外のブロック連絡会議幹事の都道府県、災害時支援活動の経験を有する都市等を本部員に追加することができます。

3 熊本地震発災初期における全国ルールの適用状況

平成28年4月14日に発生した熊本地震 前震（マグニチュード6.5、最大震度7）を受け、熊本県では、全国ルールに基づき、熊本県下水環境課長を本部長とする下水道対策本部が熊本県下水環境課内に設置され、情報収集および情報発信が開始されました。

その後、16日の本震（マグニチュード7.3、最大震度7）を受け、熊本県および国土交通省による調整の結果、本震翌日の17日に国土交通省、日本下水道事業団、福岡県、福岡市、北九州市、本協会が下水道対策本部に参集し、熊本県庁内に下水道現地支援本部を立ち上げ、復旧に向けた支援（支援要請の取りまとめ、支援計画の立案、支援先割振りの調整等）に取りかかりました。

なお、熊本市を除く熊本県内市町の支援においては、被災したブロック以外からの広域支援は行わず、九州ブロック内の自治体のみで支援（一次調査、二次調査、災害査定資料作成等）を行いました。

4 熊本地震を踏まえた全国ルールにおける課題

熊本地震の被災県である熊本県および九州ブロック幹事県である福岡県に赴いてのヒアリング、現地で支援活動を行った（公社）日本下水道管路管理業協会（以下、管路協）や（一社）全国上下水道コンサルタント協会（以下、水コン協）、主に給水装置の復旧作業を行った全国管工事業協同組合連合会へのヒアリングおよび各ブロック連絡会議へのアンケート等を実施した結果、次のような従来ルールの課題が見えてきました。

【現地支援本部の位置付け】

従来ルールでは、明確に現地支援本部が位置付けられていなかったため、指揮命令系統や費用等の取扱い

で議論が生じたとの報告もあり、現地支援本部の位置付けをどのようにするか。

【国土交通省の役割】

従来ルールでは、国土交通省の役割として、第9条に「災害支援が円滑かつ迅速に実施できるよう総合調整を行う」と規定しているが、より具体的な役割まで記載すべきか。

【全国ルールと大都市ルールの調整】

熊本地震では、ブロック内大都市である福岡市および北九州市は、主に全国ルールに基づいて熊本市以外の市町を支援しており、今後、被災ブロック内の大都市の扱いをどのようにするか。

【下水道対策本部の役割分担】

従来ルールでは、解説の参考に「応援活動の役割分担（例）」として記載はあるが、熊本地震を踏まえ、その精査が必要か。

5 全国ルール改定に向けた検討

全国ルール第15条に「全国ルールの改定は、本協会に常設してある「災害時支援に関する検討委員会」で行い、改定した場合は、全国代表者連絡会議に報告するものとする」と規定しているため、平成28年10月に東京都下水道局流域下水道本部計画課長を委員長とした本検討委員会を東日本大震災後から約4年半ぶりに開催し、全国ルール改定に向けた検討・審議に着手しました。なお、本検討委員会には、熊本地震での被災都市の経験を踏まえた意見等が十分に反映できるよう、熊本県、熊本市および福岡市にも特別に参画して頂きました。

事務局では改定案を作成するに当たって、以下の基本的な考え方にに基づき検討を進めました。

【改定案作成の基本的な考え方】

- ▶ 熊本地震での知見・経験をしっかりと反映する。
- ▶ 調査、応急対策および応急復旧から災害査定までを、より円滑かつ迅速に行えるよう改善する。
- ▶ 緊急時に多くの関係者が使用する上で混乱が生じないよう明確な表現に努める。
- ▶ 様々な事態に対して柔軟に対応できるようルールで